

◎新潟県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市荻堀字川前828番3から 同市荻堀字川前828番3まで	新	6.3～8.0メートル	12.4メートル
	旧	6.3～17.9メートル	24.1メートル

備考 路線の重用

全区間県道下田見附線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市荻堀字川前828番3から 同市荻堀字川前828番3まで	新	6.3～8.0メートル	12.4メートル
	旧	6.3～17.9メートル	24.1メートル

備考1 路線の起点を変更する区域変更

2 路線の重用

全区間一般国道290号と重用